



高萩市の未来を話し合う

私たちの市議会

高萩が、
好きだ。



高萩市キャラクター はぎまろ



 高萩市議会



もくじ

はじめに	1
★市議会について学ぼう①	2~3
1. 市議会ってどんなところ	4
2. どんなことをしているの	5
3. 市議会議員ってどんな人	6~7
4. 市民・市長・市議会の関係は	8~9
5. 議会の仕組みをくわしく見てみよう	10~15
★市議会について学ぼう②	16~19
6. 議長・副議長の役割は	20
7. 請願・陳情	21
8. 市議会の様子は見られるの	22
9. 議会報告会	23
10. 災害が発生したときの議会の対応	24
11. これからの市議会(議会基本条例について)	25
★市議会について学ぼう③	26~28
12. 議会用語集	29
13. 高萩市議会基本条例	30~35

はじめに

みなさんは、高萩市の大事な物事がどのように決まり、市の仕事として実施されていくか知っていますか。

私たちの生活に欠かせない、福祉や教育、道路、水道などの市の仕事を実際に進めていくのは市長や教育委員会などですが、このような市の仕事に市議会はどのように関わっているのでしょうか。

この冊子は、市議会をみなさんにもっと身近に感じていただけるよう、議会の仕組みや、市民、市長、議会の関係などを分かりやすく解説したものです。

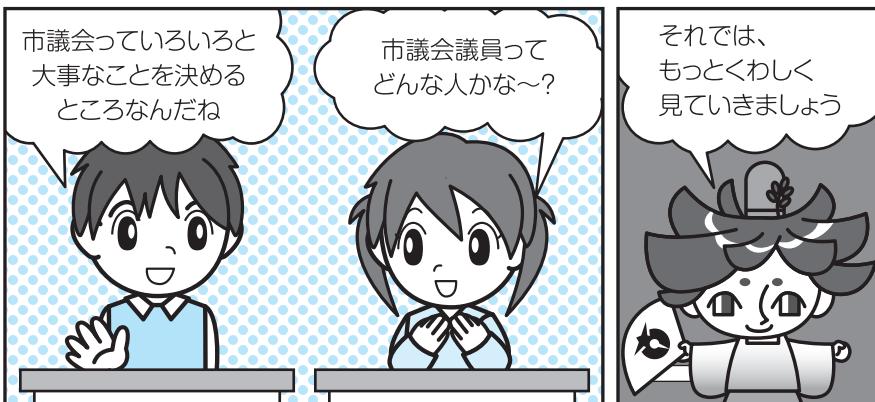
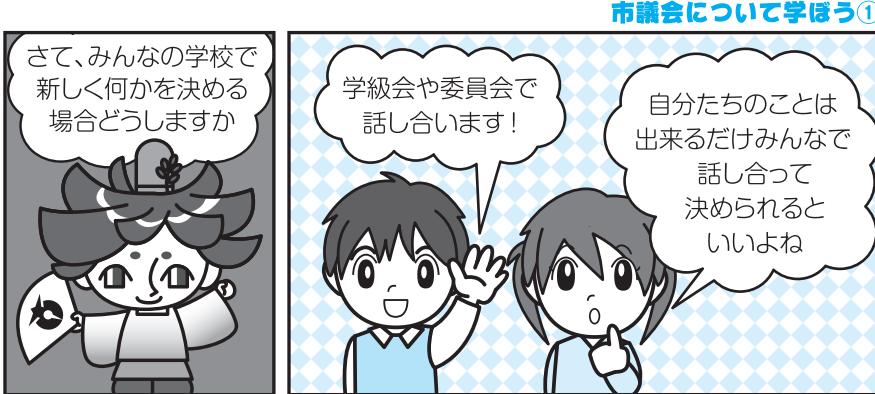
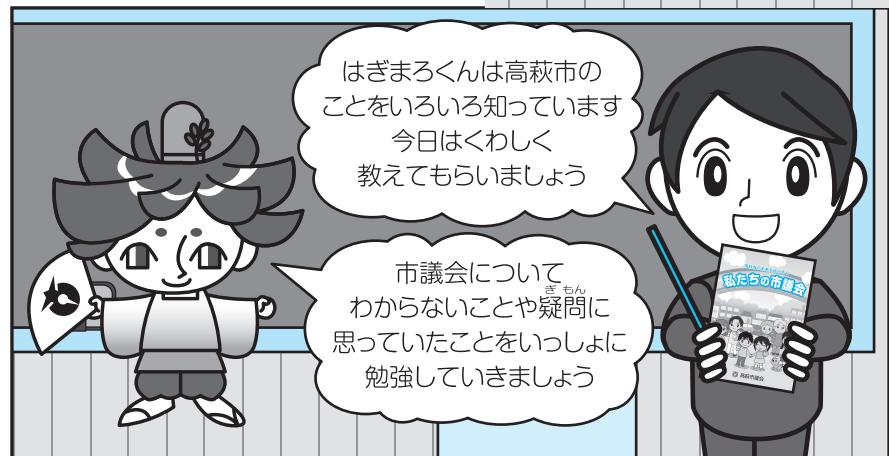
市議会で話し合われている市の課題や、議会の活動を知ることは、私たちが住む高萩市のことを考えていくためにはとても大切なことです。

この冊子を通して、議会や政治に少しでも関心を持っていただき、高萩市の明るい未来をいっしょに考えていただければ幸いです。

平成26年11月

高萩市議会

市議会について学ぼう①



1) 市議会ってどんなところ

私たちが住んでいる高萩市をもっと住みやすいまちにしていくためには、市民のみんなが集まって意見を出し合うのが一番よい方法です。

でも、市民全員が一度に集まって話し合うことはできません。

そこで、市民の代表者を選挙で選んで、市の大変なことを話し合う仕組みになっています。

この代表者が市議会議員や市長です。

市議会議員と市長や市役所の人たちが話し合い、市の大変なことを決めるところが市議会です。



2) どんなことをしているの

市議会には、市民の代表として十分な活動ができるように、いろいろな権限が与えられています。この権限にもとづいて、主に次のような仕事をしています。

条例を決める……条例とは市の決まりのことです。

新しい条例を決めたり、すでにできている条例を新しく変えることなどを行います。

予算を決める……市民が納めた税金や国、県などから来るお金を市のためにどのように使うかを計画したものが予算です。市長が予算案をつくり、市議会で話し合い、決定します。

決算等の認定……決められた予算の使い方が正しかったかどうかを調べ、認めるか、認めないかを決定します。

市の事務の検査や調査……市の仕事が市民のために正しく行われているか、検査や調査します。

人事等の同意……高萩市の副市長や教育委員会の委員など、市の重要な役割を担当する人を決めます。

請願・陳情を審議する……市の仕事などについて、意見や要望を文書にして提出された「請願」や「陳情」の内容をよく調べ、どうするか決めます。
(請願・陳情のくわしいことは21ページ)

意見書を出す……みなさんの意見や要望を「意見書」という文書にして国や県などに伝えます。

3) 市議会議員ってどんな人

市の選挙で選ばれた市民の代表者です。市民の意見や要望等を聞き、より良い高萩市を実現するために働いています。

★どんな人が市議会議員になれるの？

☆高萩市に住んでいる25才以上の人みで条件を満たしていれば誰でも選挙に立候補だれ りつこうほできます。

★どうしたらなれるの？

☆高萩市に住んでいる20才以上の人の投票で選ばれます。

★議員は何人いるの？

☆議員の数は市町村の条例じょうれいで決められていて、それぞれ違ちがいます。高萩市は16人です。

★市議会議員の期間(任期)は？

☆選挙で選ばれた後、議員じぎんでいる期間(任期)は4年間です。4年たつたらまた選挙を行います。

★議会が開かれていないとき、議員は何をしているの？

☆市議会議員の一番大切な仕事は、議会に出席し、意見を述べたり、市長や他の議員と話し合いをすることですが、議会が開かれていない時でも、市民のくらしやすい環境をつくるために、市の問題について勉強をし、皆さんのお見のこま

聞いたことがないか調べたりするなど、幅広い活動をしています。

★市議会議員はお給料をもらえるの？

☆市議会議員には「給料」ではなく「議員報酬ぎいんほうしゅう」という名称で、市の条例で決められた額がく(議長455,000円、副議長395,000円、議員375,000円)が毎月支給されます。

★政務活動費せいむかつどうひって何ですか？

☆議員が、調査や研究など、議員として活動するためのお金のことで、「議員報酬」とは別に市から支給されます。額は条例で決められていて、高萩市は1年間に12万円です。議員は、領収書などの書類を提出することが義務付けられ、何に使ったかを説明する責任せきにんがあります。



4) 市民・市長・市議会の関係は

市役所は市民の生活に欠かせないさまざまな仕事をしています。市民は、選挙によって市議会議員や市長を選び、市の仕事のこと(市政といいます)を任せています。

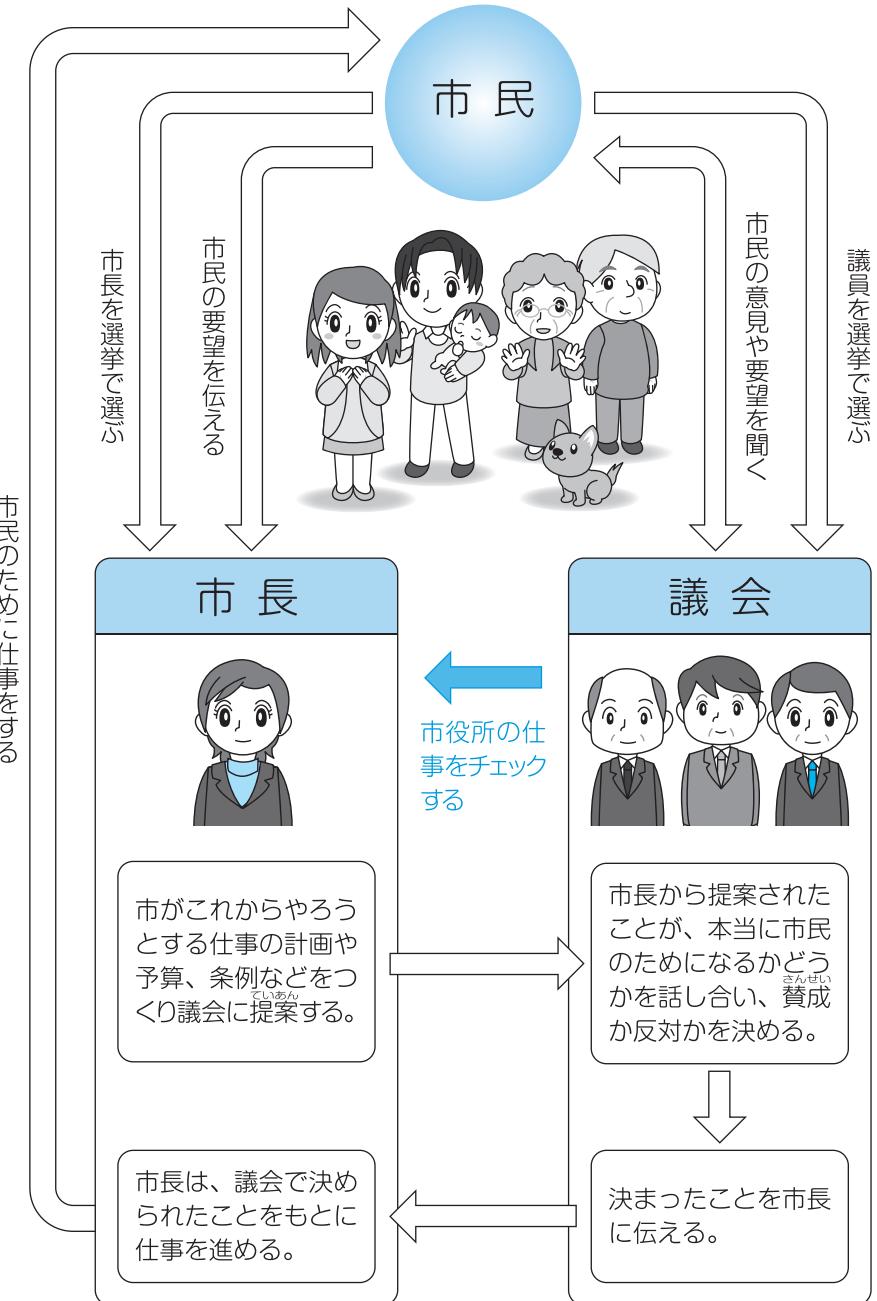
市議会は、市民の立場で考え、市政の進め方を決めたり、市政が正しく行われているかチェックする役目があります。

市議会で決定されたことをもとに、実際に仕事を進めていくのが市長や教育委員会などで、**執行機関**といいます。

住みよいまちをつくるため、市議会と市長などの執行機関が話し合いながら市の仕事をしています。



議場の様子



5) 議会の仕組みをくわしく見てみよう

(1) 議会での話し合いは会議を開いて行われます。

会議には本会議と委員会があります。

本会議は議員全員が集まって話し合いを行うところです。

議会の最終的な決定は本会議で行いますが、決められた時間の中ですべてを全員で話し合うと時間がかかるてしまします。そこで、本会議とは別に、議員が何人かのグループに分かれ、専門的に調べたり話し合ったりします。これを委員会といいます。

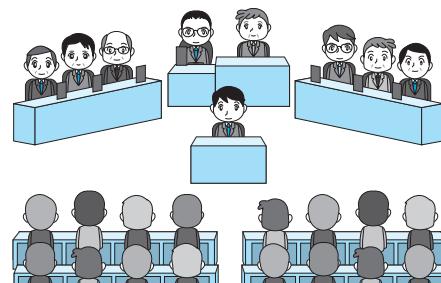
(2) 定例会と臨時会

議会は条例で、毎年3月、6月、9月、12月の4回開催すると決まっています。これを定例会といいます。

そのほかに、必要に応じてそのつど開催する場合もあり、これを臨時会といいます。



本会議



市長が市の仕事や計画、予算などを提案し、議員の質問に答えたり、そのほかに市の仕事全般について、議員が市長に質問や提案をします。
(一般質問といいます。)

委員会



市長から提案されたことをさらにくわしく調べるために担当するグループに分かれて質問や、意見を言って話し合いをします。

本会議



委員会での話し合いの結果を聞き、もう一度議員全員で話し合います。
そして賛成か反対かを決めます。(議決といいます。)



議会で決定されたことを元に市長は仕事を進め、みんなが住みやすい高萩市をつくっていきます。

(3) 委員会の種類と役割

委員会には、常に設置されている常任委員会、議会運営委員会、必要に応じて設置される特別委員会があります。

常任委員会

高萩市の議会には2つの常任委員会があり、市の仕事を2つの分野に分けて担当しています。

■ 総務建設経済委員会

- ・市の税金や財産のこと
- ・市政の企画や観光のこと
- ・地震や台風などの災害対策のこと
- ・消防のこと
- ・道路や河川、水道のこと
- ・農業や林業のこと



総務建設
経済委員会

■ 文教厚生委員会

- ・子育てをはじめ福祉のこと
- ・市民の健康や介護のこと
- ・ごみやリサイクル、生活環境のこと
- ・学校教育や社会教育のこと



文教厚生
委員会

議会運営委員会

議会をスムーズに運営するための決まり事や、定例会や臨時会の進め方などを話し合います。

特別委員会

必要なときにつくられ、特定のことについて専門的に調べたり話し合ったりする委員会です。

■ 震災復興等対策特別委員会

東日本大震災による市の復興について話し合っています。

■ 議会だより編集特別委員会

議会の活動をお知らせする「たかはぎ 議会だより」をつくる委員会です。

そのほかに毎年、一定の時期につくられる委員会があります。

■ 予算特別委員会

その年の市のお金を使いつぶすか話し合う委員会です。

■ 決算特別委員会

前の年の市のお金が、正しく使われたか話し合う委員会です。

(4) 議会全員協議会

本会議や委員会とは別に、議員全員が集まり、市長からの報告を聞いたり、議会全体のことを話し合ったりして、いろいろな協議や調整を行う会議です。議長が必要と認めたときに開かれます。

(5) 会議の原則

本会議や委員会は、一定のルールにもとづいて運営されています。主なルールには、次のようなものがあります。

■定足数の原則

会議を開くために必要な、最小限の出席議員数を定足数といいます。特別な場合を除き、議員定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

■過半数議決の原則

議会での決定は、特別な場合を除き、出席した議員の過半数の賛成で決めます。議長には議決に加わる権利はありませんが、賛成と反対が同数のときには議長が決定します。

■議事公開の原則

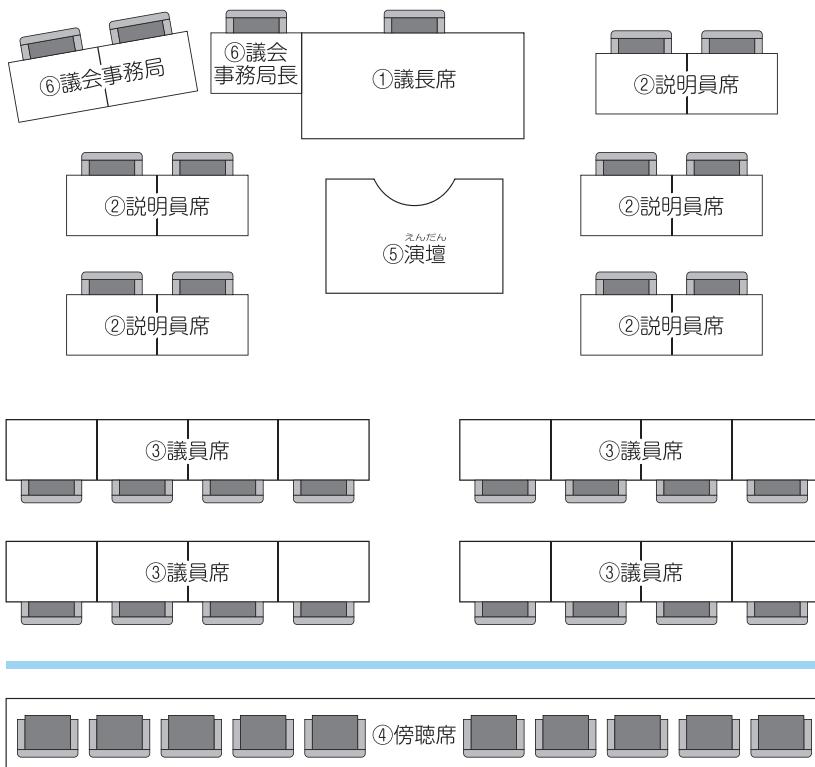
公開とは、議員以外の人が会議を傍聴（会議等を見たり聞いたりすること）することや、報道機関が会議の状況について報道する自由を認め、会議録を公表することです。

■発言自由の原則

議会では議員が誰にもしばられず自由に発言できることをいいます。議会は、市民の立場で話し合いをするところですから、その発言は自由にできなければなりません。しかし、好きな時に自由に発言できるものではありません。発言するためには、議長の許可が必要だったり、他人の私生活のことや侮辱する発言は禁止されているなど、一定のルールの中で発言の自由が保障されています。

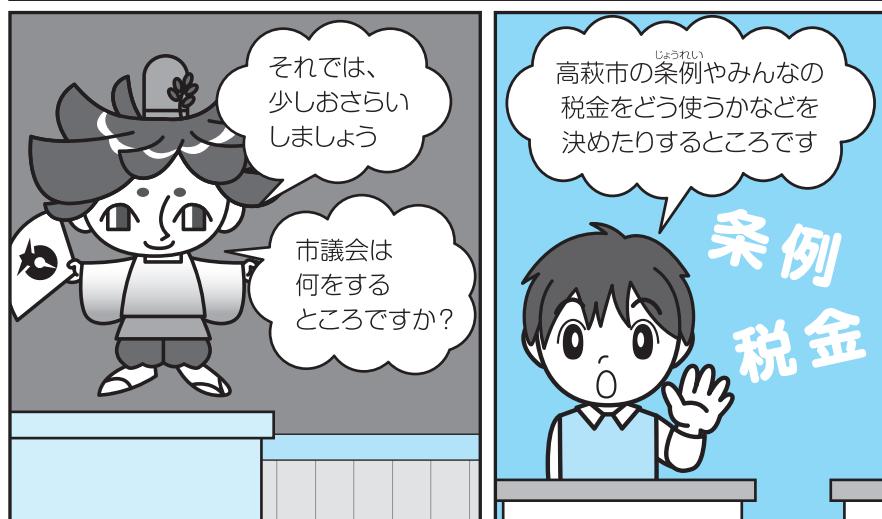
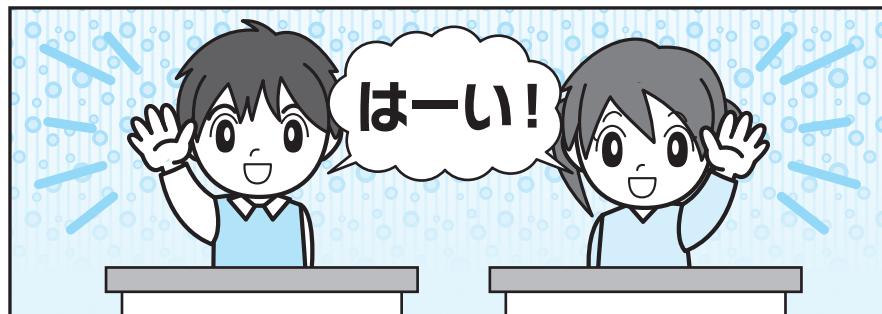
ほかにもいろいろなルールにより会議が運営されています。

議場ってこんなところ

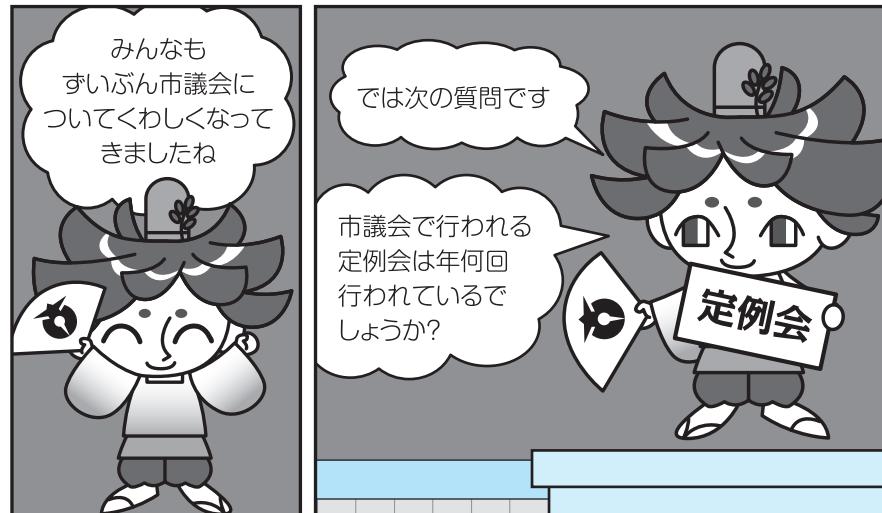


- ①議長席…議長が会議の進行をする席です。
- ②説明員席…市長をはじめ市の職員などの席です。
- ③議員席…ここは議員の席です。
- ④傍聴席…会議の様子を市民のみなさんが見たり聞いたりする席です。
- ⑤演壇…議員が質問したり、市長や市の職員などが説明したりするところです。
- ⑥議会事務局…議会の仕事をする職員の席です。議長のとなりは事務局長の席です。

市議会について学ぼう②



市議会について学ぼう②



市議会について学ぼう②



6) 議長・副議長の役割は

議長・副議長は議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、市議会を代表する人です。会議をスムーズに運営することや、議会のさまざまな事務の処理を指揮監督します。

また、市などの行事に、議会を代表して出席したりします。

副議長は、議長が出張や病気などで不在のときや、辞職などで欠けたときに、議長に代わってその職務を行うことになっています。



7) 請願・陳情

市民のみなさんが市政について、直接自分の意思を議会に要望する方法として請願・陳情があります。

市政について、もっとこうしてほしいという意見や希望を文書にして、議員をとおして市議会に提出することを請願と言います。

また、議員の紹介が無くても、同じように文書を提出することも出来ます。これを陳情と言います。

請願や陳情は、誰でも提出することができます。

市議会では、提出された請願や陳情の内容を良く調べ、話し合いをして、必要と認められたものは市の仕事に取り入れるよう市長に伝えます。

請願の書き方

○○○に関する請願

紹介議員氏名

請願者

住 所

氏 名

陳情の書き方

○○○に関する陳情

陳情者

住 所

氏 名

印

〔連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。〕

趣旨

年 月 日
高萩市議会議長 ○○○○あて

〔連名のときは末尾に署名簿を添え、ここには代表者を記載し、ほか何名とする。〕

趣旨

年 月 日
高萩市議会議長 ○○○○あて

8) 市議会の様子は見られるの

高萩市議会の本会議や委員会は、公開が原則となっています。
議会が開いているときは、市役所で直接見ることができます。
また、本会議の様子は市役所玄関ロビーでも、テレビモニターで見ることができます。

そのほかにも高萩市議会では、いろいろな方法で議会の様子をお知らせしています。

インターネットで生中継と録画放送



高萩市議会 検索

家にいても
議会の様子が
わかるんだね



「たかはぎFM」で生中継



「たかはぎ 議会だより」の発行



定例会が終わった後に発行して
市内の全部の世帯に配っています。

9) 議会報告会

議会報告会は、市民に開かれた議会を目指し、議会でどんなことが話し合われ、どんなことが決まったのかなどを、議員が直接市民にお知らせするために、市内の集会所などで行っています。

また、市政の課題について市民と議員が情報や意見を交換したり、要望なども直接議員に伝える場として開催しています。



市民の意見や希望を
直接伝えることが
できるんだ



議会報告会の様子

10) 災害が発生したときの議会の対応

私たちは、平成23年3月11日に、これまで経験したことのない、大きな災害を経験しました。東日本大震災です。

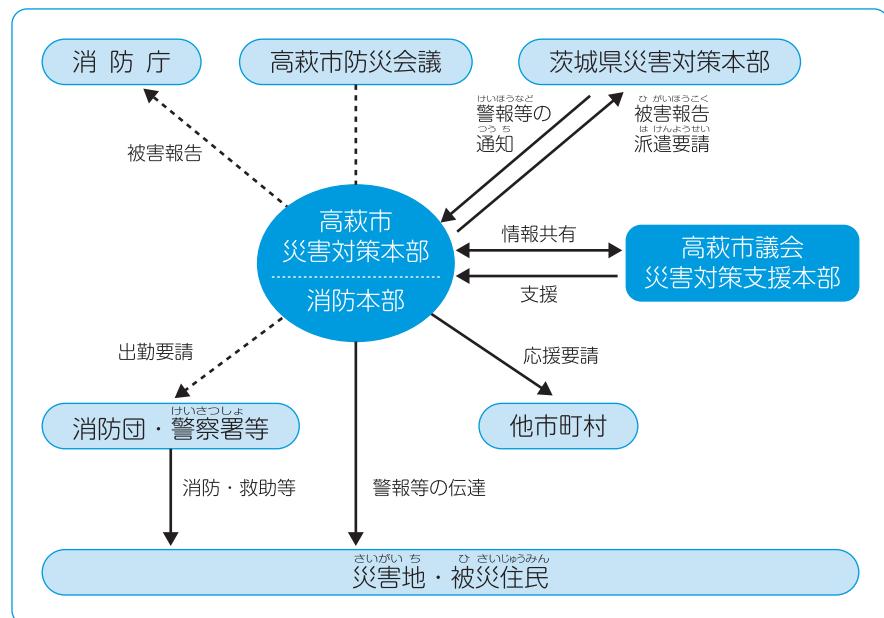
電気や水道が止まり、多くの道路がしゃ断され、不安な毎日を過ごしました。

このとき市は、市民の生活を守るため、避難所の運営や給水作業など、昼夜を問わずけん命に対応しました。

このような大きな災害がいつまた起きるとも限りません。

高萩市議会は、災害が発生したときに、市の災害対策活動を支援するための高萩市議会災害対策支援本部を設置し、議員が自ら災害に対する活動を行う決まりをつくりました。

高萩市の総合防災体制



11) これからの市議会(議会基本条例について)

これまでの国と地方公共団体(県や市町村)の関係は、国が地方に指示・監督をする上下の関係でしたが、現在は、国の権限やお金をできるだけ地方に移し、国と地方公共団体が平等にそれぞれの役割を分担する対等な関係へと変化しています。

これからは、今まで以上に地方のことは地方が責任をもって決めていくことになり、高萩市のことは私たち市民が自分たちで責任をもって決めていくことになります。

このように国と地方の関係が変化してくると、議会のあり方も変わいかなければなりません。(議会改革といいます)

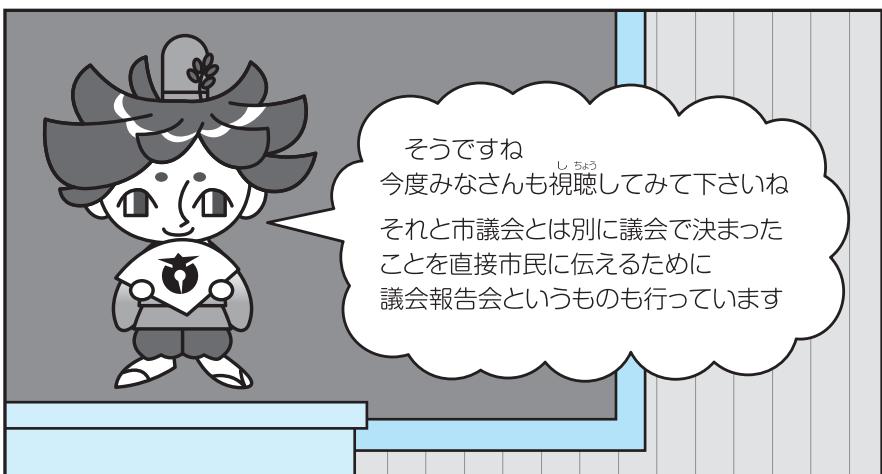
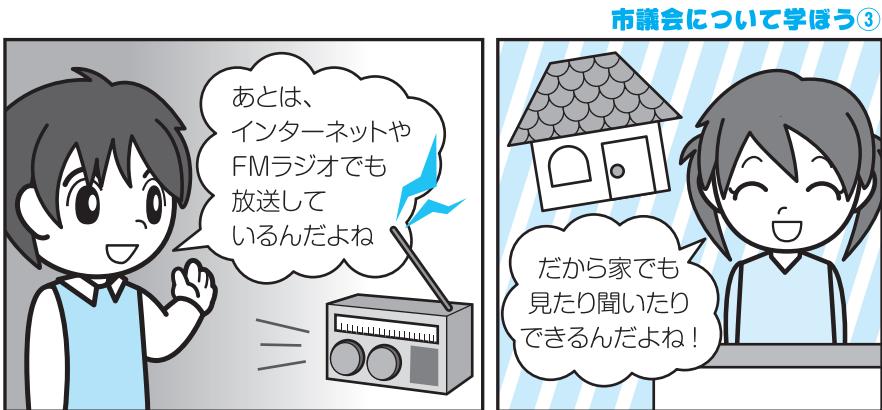
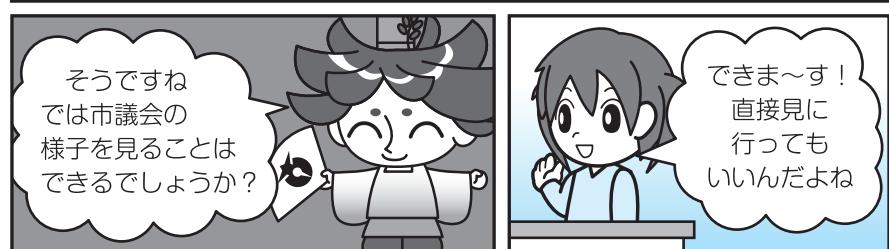
議会の情報を市民にお知らせをし、市民のみなさんと対話をしながら議会を活発にしていくことが求められています。

このようなことから、高萩市議会は議会基本条例をつくり、議会改革をさらに進め、市民にもっと身近で信頼される議会を目指して努力していきます。



議会基本条例をつくるために市民との懇談会を開催しました

市議会について学ぼう③



市議会について学ぼう③



12) 議会用語集

1 開会・閉会

開会：定例会・臨時会など、議会が法的に活動できる状態にすることをいいます。

閉会：反対に、議会を閉じて議会としての活動をしない状態にすることを閉会といいます。

2 会期

議会が活動できる期間(開会から閉会まで)をいい、本会議初日に議決により決定します。土曜や日曜の休日も含め、「会期は○日～△日までの◇日間」と表現します。

3 休会

会期中の期間、休日などのため、1日中本会議が開かれないとすることをいいます。

4 休けい

議会を途中で中断することをいいます。

5 執行機関(執行部)

議会の決定にもとづいて、実際に市の仕事を実行していく市長をはじめとする各種の機関(高萩市では教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会)をいいます。これに対し、議会は議決機関といいます。

6 議案

議会の議決を求めるため、市長や議員が議会に提出する案件のことをいいます。主なものとして、予算案、条例案、決算、意見書案などがあります。

7 議決

議案などに対して議会の意思(賛成か、反対か)を決定することをいいます。特別な場合を除き、議員の多数決により決定されます。

高萩市議会基本条例

(平成26年高萩市条例第1号)

高萩市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成された市の最高意思決定機関であり、同じく選挙で選ばれた高萩市長とともに、日本国憲法で定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

地方分権、地域主権が進展する現在、地方自治体の自己決定と責任の範囲が拡大していく中で、議会が市民福祉向上のために果たす役割と責任はますます大きくなる。そして、議会は、市長その他の執行機関の活動を監視し、評価し、市民の多様な意思を市政に反映させるために、積極的な情報公開や市民との対話をを行い、市民の意見を尊重し議員間の自由かつ達な討議を通して、市政の論点、争点を市民に明らかにしていくことが必要である。このような改革により、更によりよい政策決定をし、議会の役割を果たしていくことが求められている。

高萩市議会は、市民に身近な代表機関として、分かりやすい議会運営や開かれた議会づくりを推進する必要性を常に自覚し、不断の改革を重ね、市民に信頼される議会を目指すことを誓い、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。
 - (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視し、評価すること。
 - (3) 議員相互の自由かつ達な討議を通して論点及び争点を明らかにすること。
 - (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、政策提案権を積極的に活用することができるようすること。
 - (5) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努め、高萩市議会会議規則(昭和50年高萩市議会規則第1号)、高萩市議会委員会条例(平成3年高萩市条例第12号)及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の負託にこたえるよう努めること。
- (2) 積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。
- (4) 議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、市民との多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案として受け止め、これらの提出者から発言の申し出があったときは、特別な理由がない限り、意見を聞く機会を設けなければならない。
- 4 議会は、議会に関する会議を原則公開し、傍聴の自由を保障し、及び会議録等の議会活動に関する資料を公開しなければならない。
(議会報告会)

第5条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第6条 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

- 2 会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にしなければならない。

(市長による政策形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討

- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト
(予算及び決算における説明)

第8条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運用)

第9条 議会は、委員会の専門性と特性をいかした適切な運営を行い、議案等の審査に当たっては、資料等の積極的な公開を求め、委員間の討議を尊重し、市民に対して分かりやすい議論に努めなければならない。

第6章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第10条 政務活動費は、議員の調査及び研究その他の活動に資するため交付されるものであることを認識し、高萩市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年高萩市条例第16号)に定めるところにより適正に執行しなければならない。

- 2 政務活動費の収支報告書(領収書等の証拠書類を含む。)は、積極的に公表し、説明責任を果たさなければならない。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。
(議会全員協議会)

第12条 議会に、市政に関する重要事項又は議会の運営に関し協議又は調整を行うため議会全員協議会を設置する。

2 議会全員協議会に関することは、別に定める。
(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議会の政策形成及び立案を補助させるため議会事務局の体制整備に努めるものとする。

2 議会は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

(議会図書室の充実)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第15条 議会は、議会だより及び市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

第8章 議会災害対策支援本部

(議会災害対策支援本部)

第16条 議会に、市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するため議会災害対策支援本部を設置することができる。

2 議会災害対策支援本部に関することは、別に定める。

第9章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行

為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、高萩市議会議員の政治倫理に関する条例(平成11年高萩市条例第23号)を、遵守しなければならない。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

(見直し手続)

第19条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議会全員協議会において検証し、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

MEMO



高萩市のキャラクター
「はぎまる」

市議会の仕組みや、議員の仕事内容が
どんなものか理解できましたか？

みなさんのご両親やご家族が選挙で選
んだ代表者が、私たちのくらしを良く
するためにみんなで話し合って、これ
からの高萩市のことを決めます。

みなさんが大人になった時、市議会議
員や市長となって高萩市のためにがん
ばってくれる人もいるかもしれません
ね。

高萩市議会

〒318-8511 茨城県高萩市春日町3-10-16
【電話】0293-23-5373 【FAX】0293-24-4294